

見積り合せ要領

件 名：ハンド式金属探知機の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和元年10月18日に公示公告した「ハンド式金属探知機（以下「物品」という。）の購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

ハンド式金属探知機の購入

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和元年11月8日（金）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し，合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：松上）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は，事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和元年11月7日（木）午後5時

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は，提出者の負担とします。

仕 様 書

1 件名

ハンド式金属探知機の購入

2 品目（品名）及び数量

ハンド式金属探知機 36式

3 規格等

別紙1のとおり

4 引渡場所

別紙2のとおり

5 引渡期限

令和2年3月13日（金）

6 その他

- (1) 金額は、引渡しまでに要する一切の費用とする。
- (2) 引渡日時については、引渡期限内で双方協議の上、決定する。
- (3) 引渡した物品の瑕疵を原因とする破損等については、引渡しを完了した日から最低1年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (4) その他詳細については、最高裁判所の係官の指示に従うか、若しくは打ち合わせを行うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、最高裁判所及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙 1)

規 格 等

1 本体寸法

全長 4 5 0 mm 程度 (使用上握りやすいグリップであるもの)

2 付属品

- (1) 充電電池 (ただし、後記 8(2)に該当する場合に限る。) 及び充電器
- (2) 携帯用ホルスター (ホルダー)

3 重量

充電電池装着時の本体重量が、5 0 0 g 以下であること (携帯用ホルスター (ホルダー) は本体重量に含まない。)。

4 警報表示

銃刀類等に対し、警報音を発すると同時に、警報ランプが点灯する、又は機器本体が振動すること。

5 検知能力

- (1) 鉄製及び非鉄金属製の銃刀類等を 1 0 cm 程度の距離で感知できること。
- (2) 3 段階以上の感度設定が可能であること。

6 環境温度

摂氏 0℃ から 5 0℃ までの気温の環境において、使用可能であること。

7 取扱説明

機器 1 式につき、日本語の取扱説明書 2 部を添付すること。

8 電源

次のいずれかに該当すること。

- (1) 充電式内蔵バッテリー
- (2) (1)がない場合は、市販の乾電池及び付属の充電電池での併用が可能であること。
なお、いずれの場合でも、約 2 0 時間程度の連続使用が可能であることとし、電圧低下時に通知機能を有すること。

9 その他

- (1) 磁場強度については、心臓ペースメーカー等の医療機器、通信機器、情報端末機器、磁気テープ及びフィルム等に影響を与えない製品であること。
- (2) 他の検査装置の影響により、誤警報音を発することがないこと。

10 参考規格品 (例示品)

- (1) ラピスキャンシステムズ社製 メトール 2 8
- (2) チェア社製 P D 1 4 0 N (又は E)
- (3) 日本金属探知機製造社製 J M - 9 V
- (4) ギャレット社製 S u p e r S c a n n e r V

(別紙 2)

引渡場所	数量 (式)
大阪高等裁判所	2
東京地方裁判所	3
横浜地方裁判所	3
静岡地方裁判所沼津支部	2
長野地方裁判所松本支部	1
神戸地方裁判所姫路支部	2
奈良地方裁判所	2
大津地方裁判所	2
津地方裁判所	2
福岡地方裁判所	2
佐賀地方裁判所	1
大分地方裁判所	1
熊本地方裁判所	2
那覇地方裁判所	1
福島地方裁判所郡山支部	2
福島地方裁判所白河支部	1
旭川地方裁判所	3
高知地方裁判所	3
松山地方裁判所	1
合計	36